

1 2 月 1 8 日 ( 金 )

( 第 4 日 目 )

## 平成27年第6回南関町議会定例会（第4号）

平成27年12月18日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第79号 | 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                               |
| 日程第2  | 議案第80号 | 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第3  | 議案第81号 | 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について                                    |
| 日程第4  | 議案第82号 | 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第5  | 議案第83号 | 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
| 日程第6  | 議案第84号 | 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第7  | 議案第85号 | 南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について   |
| 日程第8  | 議案第86号 | 南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について                                    |
| 日程第9  | 議案第87号 | 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第10 | 議案第88号 | 南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例の制定について   |
| 日程第11 | 議案第89号 | 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第12 | 議案第90号 | 平成27年度南関町一般会計補正予算（第5号）について  |
| 日程第13 | 議案第91号 | 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  |
| 日程第14 | 議案第92号 | 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第  |

- 3号) について
- 日程第15 議案第93号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第16 議案第94号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号) について
- 日程第17 議案第95号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第18 議案第96号 財産(土地)の処分について
- 日程第19 議案第97号 財産(建物)の譲渡について
- 日程第20 議案第98号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第99号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第100号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第101号 町道の路線廃止について
- 日程第24 議案第102号 町道の路線廃止について
- 日程第25 議案第103号 町道の路線認定について
- 日程第26 議案第104号 町道の路線認定について
- 日程第27 議案第105号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 議案第106号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第107号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第108号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 議案第109号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第32 委員会提出議案第1号 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第33 委員会報告について  
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第8号 介護報酬再改定を求める陳情
- 日程第34 委員会報告について  
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める

陳情

日程第35 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第8号 介護報酬再改定を求める陳情

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	佐藤安彦君	税務住課長	菅原力君
副町	長	雪野栄二君	福祉課長	北原宏春君
教育	長	大里耕守君	経済課長	西田裕幸君
総務課	長	永松泰子君	建設課長	古澤平君
会計管理者		木村浩二君	教育課長	島崎演君
まちづくり課	長	大木義隆君	延寿荘長	福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第79号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第79号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第80号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第80号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第81号 南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第81号、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第82号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第82号、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 採決に対して反対する質問ではありません。そのことを最初に申し上げまして、ただ全協でも申し上げましたとおり、庁内で教育長部局と町長部局のやり取りとか、いろいろなやり取りが個人番号の取り扱いについて可能になるわけですが、やはり情報が今のところ別表あたりでは限られた感じで見受けられますが、この条例からすると様々なところでの相互の利用が可能になりますので、取り扱いに対しまして厳格な庁舎内の、内部だけでいいですから厳格な規定あたりを設けとってほしいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員の質問に対する答弁を求めますがどうですか。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） ありがたいお話をいただきました。前にもお話をさせていただいたところでありますが、市町村ではガイドラインを作ることになっておりますし、それから各部署等々の中でも個人情報、それから今回の特定個人情報につきましてもの取り扱いについては、厳格に管理をしていくということにしております。各課でシステム上のところで機械を見ることができる人、できない人、そういったところに関しても今度運用をきっちりとした上でやっていきたいと考えているところであります。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 罰則、その他に関しましては、地方公務員法の法整備あたりもあると思いますが、よりそれ以上に厳しい規律をもって取り組んでいただきたいと思います。

以上です。もう答弁は結構です。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 5 議案第 8 3 号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 5、議案第 8 3 号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 6 議案第 8 4 号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 6、議案第 8 4 号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例及び南関町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第85号 南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第85号、南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、南関町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第86号 南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第86号、南関町農業委員会の農地利用最適化

推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、南関町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第87号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第87号、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第88号 南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例  
の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第88号、南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、南関町老人福祉施設延寿荘設置条例等を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第89号 南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第89号、南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 議案第89号について質問いたします。反対するわけではありませんので、その辺はよろしく願います。

詳細についてもう一度お聞きしたいと思います。なぜかという、前回私のほうから質問したように、個人財産ということが町長のほうからちょっと言われたと思うんですけど、そこら辺の確認で詳細についてはっきりともう一度確認したいと思いますのでよろしく願います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） ただいまの御質問でございますけど、条例の第2条第1項にただし書を加えることによりまして、農業振興地域の農用地区域内の農地の小災

害復旧工事については、関係者1戸の個人でも補助の対象とするということで御理解いただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 前回私のほうから質問しましたけど、その個人財産ということじゃなくて、農用区域内の農地はということで確認、今できましたけど、できればですね、この2分の1以内、上限が5万円ということで反対じゃないですけど、今後見直し等が出てくるかと思imasuので5万円に限らず、やっぱり小規模災害は今から今後発生しやすい、災害等が最近増えてきました。この5万円に限らず、もう少し災害の状況によってはもっと金額的にも上がってくるかと思imasuので、その辺を考慮願いたいと思imasuので、今回は2分の1の上限が5万円ということですけど、できれば小規模災害であっても農地の復旧状況につきましては、もっと金額が上がってくるかと思imasuので、その辺5万円の上限ということはもう少し見直しが必要じゃないかと思imasuので、よろしく願いしておきたいと思imasu。私はこの土木工事補助条例の一部改正案につきましては賛成しておきたいと思imasu。よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 全協の折、聞き逃しておりました質問をさせていただきます。まず、賛成はしますけん。

その上で、条例案の原文は、私よっと勉強しとらんやったのでちょっとここで質問させてください。これは大きな災害があったとき、国の農災の指定とかが出たときに漏れた分に対してという適用ですよ。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 災害があった場合に、災害につきましては国の採択要件といたしまして1カ所の工事が40万以上というのがございます。それ以下の分については災害の国の採択がないということで、その分についての救済ということで考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） だからいつでもっていうわけじゃなくて、災害の指定があったとき、時期ということですよ、改めて確認させてください。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） はい、通常ですね、梅雨前線豪雨災害とか台風災害等が発生したときに小災害として上がったものについてという意味でございます。

- 議長（酒見 喬君） 10番議員。
- 10番議員（本田眞二君） 同一質問3回目ですので最後ですが、もしも国の要件に当てはまる災害がなくて、小災害が起こった場合はどうなりますか。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） 通常、災害が発生しなかったときに、発生する雨でなかったときに発生した小さな災害というところでの御質問と思いますけど、その場合は一応この条例の中には考えておりません。
- 議長（酒見 喬君） よろしいですか。11番議員。
- 11番議員（橋永芳政君） 今の答弁に対してですよ、じゃあ南関町で豪雨、ひどい雨が降ったと。その折に田や畑あたりが増えて、区長を通じて被害届を出して、そして査定をしていただいて、査定が45万以上であれば被害になるけれども、これは小規模だけならんっていうことで対象外っていうことではねるでしょうが。それに対しては出るわけでしょうたい。国の指定ば受けんだっちゃ。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） 町内に災害に該当する雨が降った場合ですね、その場合の小災害として上がってきたものについては対象になるということで御理解いただきたいと思います。
- 議長（酒見 喬君） 11番議員。
- 11番議員（橋永芳政君） ひどう雨が降らんでも、その雨が1カ所に寄ってきて、そこだけが被害になる場合があるでしょうが。そういうのは該当するわけですね。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） 今のところ、対象として考えている分につきましては、災害に該当する雨量が、例えば1時間雨量20ミリ以上とか、日雨量が80ミリ以上というのがございます。その災害として該当する雨が降った場合というところで御理解いただきたいと思います。
- 議長（酒見 喬君） よろしいですか。
- 11番議員（橋永芳政君） 認定のなかったっちゃよかったい。しゃんむり国にするなら何ならんやもね。全部言え全部、今のとはおかしかぞ。説明の仕方がおかしか。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） 今ですね、災害に適しない場合はこの法令は適用しないとされましたけど、私はせっかく今回は生活道路が入ってきたからですね、生活道路は常に使うとですよ。皆さんが歩いたり何だり、修繕が発生すると思います。せっかく生活道路も加わったからその災害に該当しないからしないんだじゃなくて、生活道路があるんだから私は、今災害があって適用しないとされたでしょうが。

ですね、適用しない場合が5万円とか半分負担になるでしょ。だけん、生活道路がせっかく加わったけん、私は災害があろうがなかろうが認めてもらいたかったですよ、この問題は。どがんですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） この土木工事費補助の条例といいますのが、通常の農業用の施設、それから生活道路ですね、生活排水等の補助工事の条例でございます。その中にあえて、災害があったときに災害に対応できるように今までは2戸以上の農業用施設については小災害についても対象になりますというところで規定をしておりました。今回、その中に農地、個人の所有である農地を加えたという形にしておりますので、例えば災害に該当しない雨で農地が壊れた場合ですね、そういう場合には一応想定しないところで計画しております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 想定外って今結構あつとですよ。だから想定しとってもらいたかですね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） この土木工事補助条例の一番最初の趣旨といたしましては、通常は災害については災害復旧事業で対応すると。ただし、例外的なものとして災害があったときの農業施設あたりの災害に該当しないものを救済しようというところで、災害をあとの号で加えているような状況でございますので、今まででしたらその中に農地等当然、個人の所有である農地等は含まれておりませんでした。今回は優良農地の保護という観点から町に災害があった場合、小災害である農地についても救済しようというところでこの項目を追加しているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 小災害の農地の分と、今、生活道路っていうことをお話になりますけど、生活道路については、これは災害と関係ありませんので、いつでもそれは該当するということでお考えいただければと思います。

[「そうだろう」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（橋永芳政君） 救済措置を設けた、ひどか被害についてはこうしておられるけれども、小さい被害については自分たちでしてくださいっていうようなことを今までがそうだったつが、今度は上限の5万円までは出しましょうよというようなことで枠を広げたわけでしょうが。小さな工事でも補助金を出しますよということでこの条例つくったわけだけんね、あんまり事細かく多くをしよるなら今までといっちゃん変わらんごとなるわけたい、つくった意味がなかわけたい。町長が答えた

ごつ、例えそういう誰でんびっくりするような雨が降ったりなんかせんでもたい、そういう小規模な被害があったなら、やっぱりそれに該当するごたるふうなことばつくらんなら、これは何意味のなかもん。今議員が誰でん黙っとるばってんが、「わあこらよかこつば考えたばいな、考えてくれたばいな執行部は」っていうことで今まで質問ばせんやったわけたい。そういう判断のもとに賛成ばせんっていうようなことで考えとったばってんが、あんまりこれば規約ば絞るならたい、誰でん故意に道路ば壊したり、何かするもんなおりはせんとだけん、その辺はよく考えて担当課は事に当たってもらわんなら、これはいかんですよ。せつかくあたどんがよか案ばつくってしたとが、こがん取り決めばしよるなら、どがんですか町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私が申し上げましたのは、生活道路については災害とは全く関係ありません。いつでも使用できるようにしておりますけども、災害につきましては、先ほど建設課長が申しましたとおり、時間雨量20ミリとか日に80ミリとかそういった災害に該当する、そしてそれでも小災害に該当しなかつた場合ということ、今回の条例の一部改正につきましてはそういうことでありまして、日常の小災害等につきましては該当しませんので、そういったことについてはまた別のところで検討していく必要があると思います。

[「もう3回だけん言われんばってん、まだ言いたかばってん」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） それでは再確認しますけども、通常災害でとられておる分の農地施設なんですけども、先ほど建設課長が言いました時間雨量20ミリ、日雨量80ミリ以上が今、災害の対象になつとるわけですよ。だからそれについては農地の40万円以下については2分の1だから10万円をちょっと超えとかなくても2分の1は補助すると。超えとった場合は最高の5万円と。それで生活道路はもう20ミリ以上、少々の雨が降っても生活道路については出すというようなことで、それでいいとですね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今言われましたように、生活道路とか生活排水につきましては、災害とは全く関係なくということで御理解いただいてよろしいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 反対でも何でもありません。先ほど災害は20ミリというふうな判断基準を言われてますけども、20ミリというのはどれぐらいの雨があんまりピンと来ないんですけども、法面でもあぜ道でも川でもどこでも、雨が降らなくても何年も経てば壊れます、崩れます。たまたま20ミリの雨が降ったら、「あ



あ、あのときだったんだらう」と。発見が遅れて申請が遅れるのはどうなるんですか。例えば半年も遅れたらだめですよとか、その期限はありますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 通常も国が採択する場合の災害につきましては、過年度災害は対象になりません。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） じゃあその年のうちに気付いて申告すればいいわけですね。もしそのときに気付かなくても、「ああ、あのとき雨がひどかったからあのときの災害だ」となるわけですよ。そういうふうには運用ができるんですよ。1年間ずっと20ミリ以上の雨が降らなかったときに困るんですよ。そういうことでしょ、はい、いいです。運用ですよ。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか。1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） 1つだけ確認をさせてください。鶴地議員が言われたようにその20ミリのときに壊れなくて、土砂がひびが入って壊れなかったと。あと通常田植えのときは水をためていますんで、たまたま少量の雨でそれが壊れたと。ということは前の雨で、原因と一緒にそのときに修理はできるんですよ。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） すみません、もう一遍よろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） 大雨のときにひびが入ったと。それでそのときは壊れなくて、梅雨時期の少々の雨で壊れたと。鶴地議員が言われたように1年間の余裕があるんでその中で修理ができるという話です。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 原因がですね、大雨による原因であれば恐らく対応はできると思いますので、その場で一応判断ということでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（立山比呂志君） もう1つ、すみません。この間全協のときに自分がぐずって5万円は少ないと言ったんですけども、それは要するに間知ブロックとかじゃなくて、ただ機械を入れて土場を打つってところで5万円をみてるんですよ、それ以上はもうみないということだったんで、その辺の確認をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 議員がおっしゃいますように、通常ブロック等の工事はしないで機械を搬入して、土場打作業を行ったときの費用が大体、こちらのほうの積

算で10万以内で済むということで、その2分の1ということで上限を5万ということ  
ことで設定をしております。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか。議員の皆さんこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号、南関町土木工事費補助条例の一部を改正する条例の  
制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第90号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第5号）につ いて

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第90号、平成27年度南関町一般会計補正  
予算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第5号）に  
ついては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 1 3 議案第 9 1 号 平成 2 7 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 3、議案第 9 1 号、平成 2 7 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 1 号、平成 2 7 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 1 4 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 4、議案第 9 2 号、平成 2 7 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第15 議案第93号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第93号、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第16 議案第94号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について**

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第94号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第95号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第95号、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第96号 財産（土地）の処分について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第96号、財産（土地）の処分についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号、財産（土地）の処分については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第97号 財産（建物）の譲渡について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第97号、財産（建物）の譲渡についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号、財産（建物）の譲渡については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第98号 指定管理者の指定について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第98号、指定管理者の指定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。9番議員。

○9番議員（山口純子君） 私は反対ではございません。グッドスタッフさんが1社応募があったということは非常に喜ばしいと思いますけど、ふるさとセンターは非常に経営難であります。今までどおり5年間指定管理をされた人も非常に苦勞されたと思いますけど、私も一応18年間やってまいりましたけど、この協定書に現状に戻せということが条文に載っておりましたけど、そのところは。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 撤退することだと思いますけど、現在の指定管理者と今後受けられる指定管理者の間ですね、協議を行っていただいて引き継げるものは引き継いでいただくと、そういう方向でやっております。何が何でも全部解かしてしまいなさいではなくてですね、ここは協議をしてもらっております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） そういう協定書には書いてありましたので私聞きましたけど、やはり居抜きでされたほうが私はいいと思いますけど、郷土料理のほうが非常に今回される方は鹿児島とか、大牟田とかされておりますね。うから館と同業者ですけど、なかなかレストランの部分がうまくいってなかったと思いますけど、その指導ですね、町としての指導。郷土料理店で始まっておりますので、そういう指導はいかなるものでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 一応ですね、今度受けられるグッドスタッフと今、受けられている西日本都市管理さんとは付き合いがある会社のようにございます。それでお互いの社長さんで話をさせていただきまして、メニュー、それから従業員さん含めて少なくとも現状維持はしていくというお話は何っております。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 私たちも本当に5年間でやめられるっていうことは非常に経営者としても残念なことだと思いますので、私たち町民もこれからも利用するように5年から10年とか、変わらないように町民のみんなも利用しながら経営をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか。

○9番議員（山口純子君） はい。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第21 議案第99号 字の区域の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第99号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第22 議案第100号 字の区域の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、議案第100号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。



〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第23 議案第101号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第23、議案第101号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第102号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議案第102号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第25 議案第103号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第25、議案第103号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第26 議案第104号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第26、議案第104号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第105号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長（酒見 喬君） 日程第27、議案第105号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第105号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求める

ことについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第 28 議案第 106号 南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めること  
について**

○議長（酒見 喬君） 日程第 28、議案第 106号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 106号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第 106号、南関町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第 29 議案第 107号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意  
を求めることについて**

○議長（酒見 喬君） 日程第 29、議案第 107号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 107号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第107号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第30 議案第108号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（酒見 喬君） 日程第30、議案第108号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第108号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第31 議案第109号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（酒見 喬君） 日程第31、議案第109号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第109号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

### 日程第32 委員会提出議案第1号 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第32、委員会提出議案第1号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（田口 浩君） 委員会提出議案第1号。

平成27年12月18日提出。南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、議会運営委員会委員長、田口浩。

南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、南関町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出理由、本議案は、議員の本会議への欠席理由を具体的に明記し、あわせて男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、所要の改正を行う必要があるため。

南関町議会会議規則の一部を改正する規則。

南関町議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の規則の一部を次のように改める。

第2条に次の1項を加える。2、議員は出産のため出席できないときは日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則としまして、この規則は平成28年1月1日より施行する。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから委員会提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、委員会提出議案第1号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。

会議中でありますけれども、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 日程第33 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第8号 介護報酬再改定を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第33、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第8号、介護報酬再改定を求める陳情について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第8号。

付託年月日、平成27年11月26日。

件名、介護報酬再改定を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、本陳情について介護事業者、介護労働者が充実したサービスを利用者に提供できるように、現状を詳しく調査・検討する必要があるため。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第8号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第34 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第34、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第9号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第9号。

付託年月日、平成27年11月26日。

件名、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、本陳情について国民健康保険の財政等の現状をさらに詳しく調査、協議するため。

以上です。



○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。  
これから、陳情第9号を採決します。  
お諮りします。  
陳情第9号に対する委員長報告は継続審査とすることです。  
委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。  
したがって、陳情第9号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第35 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第35、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

平成27年12月17日。南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員長、立山秀喜。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成27年3月11日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事に伴う測量設計を実施することになり、また国道の横断歩道の拡幅工事計画もあり、今後の関係機関への同工事の対応等協議・調査の必要がある。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。ただいま文教厚生常任委員長ほかから閉会中の継続審査の件など6件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件など6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

**追加日程第1 閉会中の継続審査について**

**「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」**

**・陳情第8号 介護報酬再改定を求める陳情**

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第8号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

**追加日程第2 閉会中の継続審査について**

**「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」**

**・陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情**

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第9号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

**追加日程第3 閉会中の継続審査について**

**「総務産業常任委員会・請願付託の件」**

**・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライ**

## ン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

## 追加日程第4 閉会中の継続調査について

### 「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、目下、調査中の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

## 追加日程第5 閉会中の継続調査について

### 「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、目下、調査の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま

した。

-----○-----

## 追加日程第6 閉会中の継続調査について

### 「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成27年第6回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録  
平 成 27 年 第 6 回 定 例 会

平成 27 年 12 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬  
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111